

琵琶湖敷地の占用方法の基準

目次

I	共通事項	-----	1
II	個別事項（取水施設を除く）	-----	1
	1	公園、緑地、運動場および広場	----- 1
	2	水泳場施設	----- 2
	3	道路	----- 2
	4	水道管等	----- 3
	5	送電線、電話線等	----- 3
	6	案内板等	----- 3
	7	公用船用艇庫	----- 3
	8	水産資源等保護増殖施設	----- 3
	9	河川教育・学習施設、自然観察施設	----- 3
	10	試験研究施設	----- 4
	11	公共棧橋、公共用棧橋、旅客船用棧橋	----- 4
	12	港湾施設	----- 5
	13	漁港施設	----- 5
	14	港湾、漁港法の適用を受けない施設（舟溜）	----- 5
	15	マリーナ施設	----- 5
	16	通路（進入路を含む。）	----- 14
	17	漁業施設	----- 15
	18	排水施設	----- 15
	19	船舶建造施設	----- 15
	20	斜路	----- 15
	21	工事用台船係留場	----- 17
III	取水施設		
	1	取水施設	----- 17

別紙

琵琶湖敷地の占用方法の基準

平成23年4月1日適用

琵琶湖敷地の占用許可基準第9条の規定に基づく占用方法の基準および琵琶湖敷地における取水施設の占用方法の基準は、次のとおりとする。

I 共通事項

- 1 工作物の意匠、形態、素材および色彩は、周辺の景観に調和するよう配慮されたものであること。また、その構造は予想される荷重等に対し安全なものであること。
- 2 工作物は、できる限り陸地側に設置することとし、河川管理施設または許可工作物から5メートル以上で相当と認められる間隔が確保されているものであること。ただし、機能上やむを得ないものは、この限りでない。また、琵琶湖の計画高水位（B.S.L.（琵琶湖基準水位をいう。以下同じ。B.S.L. ± 0メートル = T.P. + 84.371メートル） + 1.4メートル）でも流出しない構造であること。
- 3 水域に設置する工作物は、水位変動、波浪および湖上交通に対し適切な配慮がなされていること。また、その区域は、河口部等流水に支障を及ぼす区域以外であること。

II 個別事項（取水施設を除く）

1 公園、緑地、運動場、広場

1-1 占用区域

- ア 他の者が占用の許可を受けている琵琶湖敷地との間に当該琵琶湖敷地の利用状況に応じて5メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。
- イ 琵琶湖で定める常時満水位（B.S.L. + 0.3メートル）の汀線から原則として5メートル以上で相当と認められる間隔を保つこと。

1-2 形状変更

- ア 原則として現状平均地盤高より±0.5メートル以内で、かつ、盛土高は、琵琶湖で定める計画高水位（B.S.L. + 1.4メートル）未満のものであること。また流水に対し平滑であること。
- イ 土砂の搬入および搬出がないものであること。ただし、栽植に伴う必要最小限度の客土、広場または運動場の基盤整備のための表土については、この限りでない。

1-3 構造等

- ア 占用区域が長区間にわたる場合は、おおむね、1,000メートルごとに20メートル以上で相当と認められる空地を設けること。
- イ 便所は、計画高水位（B.S.L. + 1.4メートル）時においても汚物が流出しない構造であること。
- ウ 工作物または地中に電気配線する場合は鞘管（シース）構造であり、漏電が生じないものであること。

こと。また、地中に埋設する場合は予想される荷重に対して十分な強度を有する構造として、原則として地中に0.6メートル以上の深さに埋設すること。

エ 上下水道管、ガス管等は、4の水道管等の基準によること。

オ 植樹は次によること。

- ① 樹木は、河川管理施設から5メートル以上離すこと。
- ② 堤防の法尻および樋門、水門等から15メートル以内の土地に植樹する高木（成木時の高さが1メートル以上の樹木）は、耐風性樹木とすること。
- ③ B.S.L. + 1.0メートル以下の地盤高の土地に植樹する高木は、耐潤性樹木とすること。
- ④ 長区間にわたって植樹する場合は、琵琶湖の汀線と平行方向の延長おおむね500メートルごとに、幅5メートル以上の前浜への管理用通路を設けること。

2 水泳場施設

2-1 設置位置

ア 流入河川の流水の影響が及ばない区域であること。

イ 陸上施設は常時満水位（B.S.L. + 0.3メートル）の汀線から原則として5.0メートル以上で相当と認められる間隔を空けて陸地側に設置すること。

ウ 水上施設は水位変動に即応した適正な水深の位置に設置すること。

2-2 構造

ア 便所は、計画高水位（B.S.L. + 1.4メートル）時においても汚物が流出しない構造であること。

イ 工作物または地中に電気配線する場合は鞘管（シース）構造であり、漏電が生じないものであること。また、地中に埋設する場合は予想される荷重に対して十分な強度を有する構造として、原則として地中に0.6メートル以上の深さに埋設すること。

ウ 上下水道管、ガス管等は、4の水道管等の基準によること。

3 道路

3-1 設置位置

道路の設置位置は、原則として堤防堤内側または天端とすること。

3-2 構造

ア 堤防天端を兼用道路とする場合は、2車線以上で車道幅員5.5メートル以上とすること。

イ 堤防定規断面内には、舗装および標識等の基礎は設けないこと。

ウ 道路の天端高および橋梁桁下高は、原則としてB.S.L. + 2.6メートル以上のものであること。
また、波浪の影響を受けない高さであること。

エ 河川管理用通路の機能が確保されていること。

オ 堤外側法尻から常時満水位（B.S.L. + 0.3メートル）の汀線までに前浜が存する区間の道路には、少なくとも100メートルに1箇所階段等の施設で親水措置が講じられていること。

カ 路面排水の処理は排水箇所をできる限り統合すること。また、排水は堤内側にて処理するものとするが、やむを得ず堤外側に排水する場合は前浜の自然環境に支障を及ぼさないよう配慮すること。

キ 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）および河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号）に整合するものであること。

ク 植樹は「河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について」（平成10年6月19日 建設省河治発第44号 建設省河川局治水課長通知）によること。

4 水道管等

4-1 構造

ア 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）および河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号）に整合するものであること。

イ 下水道管は次によること。

- ① 湖底または湖岸堤下に埋設する場合は、原則として別紙（1）の取水施設の構造、1. 管理設によるものとする。
- ② 前記①による場所以外は、予想される荷重に対して十分な強度を有する構造として、原則として地中に0.6メートル以上の深さに埋設すること。
- ③ 下水道管以外の管類は次によること。
予想される荷重に対して十分な強度を有する構造として、原則として地中に0.6メートル以上の深さに埋設すること。

5 送電線、電話線等

5-1 構造

送電線等を埋設する場合は鞘管（シース）構造であり、漏電が生じないものであること。

また、予想される荷重に対して十分な強度を有する構造として、原則として地中に0.6メートル以上の深さに埋設すること。

6 案内板等

6-1 構造

案内板、標識は高さが3.5メートル以内で、かつ、表示面積が3.5平方メートル以内のものとする。

7 公用船用艇庫

7-1 構造

水域に設置するときは、標識灯または標識柱等を設置すること。

8 水産資源等保護増殖施設

8-1 構造

ア 水域に設置する施設は、標識灯、標識柱、ブイ、旗等で明示すること。

イ 植樹は公園等の基準を準用する。

9 河川教育・学習施設、自然観察施設

占用区域、形状変更、構造等については、1の公園、緑地、運動場および広場の基準に準ずること。

10 試験研究用施設

10-1 構造

水域に設置する施設は、標識灯、標識柱、ブイ、旗等で明示すること。

11 公用棧橋、公共用棧橋、旅客船用棧橋

11-1 設置位置

- ア 利用目的と機能的に関係がある背後地を有する場合は、その地先とすること。
- イ 水泳場の区域外であること。

11-2 規模

- ア 施設幅は、次に示す値以下のものであること。ただし、旅客船用棧橋についてはこの限りでない。
 - 固定形式 2.0メートル。ただし、水位低下対策用の階段を設置する場合は3.0メートルとする。
 - 浮き形式 係留部 3.0メートル
 - 連絡部 2.0メートル

- イ 施設延長は、次に示す値以下のものであること。

係留部 ①に示す算定式により求めた値以下のものであること。ただし、その値が所有船舶で最長船舶の船長に満たない場合は、②に示す算定式により求めた値以下の範囲で設置できるものとする。

$$\textcircled{1} \quad L = n \times 0.16 \times l \times 1.2 \times 0.5 \quad (\text{m})$$

L : 係留部延長

n : 所有船舶全隻数

l : 所有船舶の平均船長

$$\textcircled{2} \quad L = l' \times 1.2 \quad (\text{m})$$

l' : 最長船舶の船長

連絡部 係留部への連絡に必要な最小限度のもので、原則としてB.S.L. ± 0における水深が、次に示す算定式により求められた値の位置までの延長を限度とする。
ただし、その水深がB.S.L. - 4メートルを越える場合は、B.S.L. - 4メートルの水深の位置までの延長を限度とする。(別紙(1) 図-14参照)

$$D = 2.0 + d + 0.5 \quad (\text{m})$$

D : 連絡部先端水深

d : 係留船舶最大きつ水深 (m)

なお、港湾、漁港およびその他の港の区域内に設置する場合において、その泊地敷高が、別紙(1)に規定する値を使用している場合は、原則としてその値の位置までの延長を限度とする。ただし、いずれの場合も、1基当りの延長が20メートルを越える場合は、20メートルまでとする。

- ウ 棧橋の基数は、必要最小限度とすること。

11-3 構造

- ア 固定栈橋の天端高は、B.S.L. + 0.3 ~ + 1.5メートルの範囲内であること。
- イ 形態は、シンプルなものであること。
- ウ 沖出し方向は、原則として汀線に対し垂直であること。
- エ 沖出し長さは、B.S.L. ± 0メートルでの汀線から50メートル以内であること。
ただし、11-2、イ②の算定式で算出した延長に連絡部の延長を加えた長さがその汀線から50メートル以上となる場合は、その延長までとする。
- オ 横出し長さは、沖出し長さの2分の1以下であること。
- カ 水位上昇時(B.S.L. + 1.4メートル)および夜間において当該施設の存在が確認できる標識灯、標識柱等を設置すること。

12 港湾施設

12-1 設置位置

- ア 港湾等の設置に伴い必要となる最低限の施設の用地が背後地に確保されていること。
- イ 既存の同種施設の位置と計画面で妥当と認められる位置であること。
- ウ 建設物および給油施設の設置位置は、原則としてB.S.L. + 1.5メートル以上の高さとする。また、汀線(B.S.L. ± 0メートル)の位置から原則として10.0メートル以上の間隔を保つこと。

12-2 構造

- ア 既存の同種施設の能力等から妥当と認められ、かつ、必要最小限度のものであること。
- イ 計画高水位(B.S.L. + 1.4メートル)以下の水位に対し安全なものであること。また、油等汚物が流出しないものであること。
- ウ B.S.L. - 2.0メートルの水位においても機能を有するものであること。
- エ 別紙(1)によるものを標準とする。
- オ 植樹は1の公園等の基準を準用する。

13 漁港施設

12の港湾施設に同じ。

14 港湾法、漁港法の適用を受けない港の施設(舟溜)

12の港湾施設に同じ。

15 マリーナ施設

15-1 基本事項

マリーナ施設を設置する場合は、河川管理者と十分協議し、河川管理施設の機能を損なわないよう措置しなければならない。

また、やむを得ず原状の形状を変更しようとする場合は、必要最小限の規模としなければならない。

15-2 マリーナ施設の形態

マリーナ施設の形態は、沖出し方式または掘込み方式とする。

ただし、湖岸堤等の重要な河川管理施設がある箇所における掘込み方式は、公共および公共が資本金または基本金等の二分の一以上出資している法人（以下、「公共に類する者」という。）が施工する場合を除き認めないものとする。

15-3 沖出し方式のマリーナ施設

15-3-1 水域施設

水域施設とは、プレジャーボートが航行または一時的に停泊するための施設で、航路および泊地をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内とすること。
- b 周辺の環境および生態系に支障を与えない位置とすること。

イ) 規模

プレジャーボートが安全かつ円滑に利用ができる必要最小限の規模とすること。

ウ) 構造

a 水深

泊地航路敷等水域の水深は、船舶の安全な航行・停泊が出来るような水深を確保するものとする。水深は原則として次の考え方によるものとする。

水深=B.S.L. - 2.50 - (喫水深) (m) (B.S.L. - 4.0mを限度とする)

b 航路幅員

航路幅員は、航行対象とする船舶の種類に従って、次の表-1のものを標準とする。ただし、船舶の種類が複数となる場合は、その最大のものとする事ができる。

表-1 航路の幅員 (Lは対象船舶の船長)

船 舶 の 種 類		幅 員
帆走船 (ヨット)	エンジン無し (ディンギーヨット等)	5 L
	エンジン付き (クルーザーヨット等)	2 L
非帆走船 (モーターボート等)		1.5 L

15-3-2 外郭施設

外郭施設とは、泊地内の静穏度の確保、水深の維持、施設および背後地の防護のために建設する防波堤、護岸および堤防等いう。

ア) 適用区分

防波堤は、公共および公共に類する者が施工する場合にのみ認めるものとする。

イ) 設置位置

- a マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内とすること。
- b 周辺の環境および生態系に支障を与えない位置とすること。
- c 防波堤の位置は、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」(日本港湾協会刊)によること。

ウ) 規模

施設の規模は、必要最小限とすること。

エ) 構造

a 防波堤および護岸等の高さ

防波堤および護岸等の天端高は、次の表－２を標準とする。

表－２ 防波堤、護岸等の標準天端高 (単位：m)

区 域	防 波 堤		護岸および整地高
	前浜が無い場合	前浜が有る場合	
北湖北部	B. S. L. +2. 30	B. S. L. +1. 90	原則として現地の地盤高とする。
北湖南部	B. S. L. +2. 10	B. S. L. +1. 60	
南 湖	B. S. L. +1. 90	B. S. L. +1. 60	

注) 北湖の境界は、湖西の北舟木（高島市）、湖東の長命寺（近江八幡市）以北を北部、以南を南部とする。

b 防波堤の構造等については上記に定めるほか、「港湾の施設の技術上の基準・同解説」（日本港湾協会刊）によること。

15-3-3 係留施設

係留施設とは、プレジャーボート等が離着岸し、乗降、荷降ろしを行うための施設および水域においてプレジャーボート等を保管する施設で、棧橋、係留杭、係留浮標（ブイ）等および水面保管場をいう。

ア) 適用区分

水面保管場は、公共および公共に類する者が施工する場合にのみ認めるものとする。

イ) 棧橋

A. 設置位置

マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内で、かつ隣接地と適当な間隔を保つこと。

B. 規模

(a) 施設幅は、次に示す値以下のものであること。

固定形式 2.0メートル

但し、水位低下対策用の階段を設置する場合は3.0メートルとする。

浮き形式 係留部 3.0メートル

連絡部 2.0メートル

(b) 施設延長は、次に示す値以下のものであること。

係留部 (A) に示す算定式により求めた値以下のものであること。

$$(A) L = n \times 0.16 \times l \times 1.2 \times 0.5(m)$$

L：係留部延長

n：保管船舶全隻数。なおビジター用は、この1割以上とすること。

l：保管船舶の平均船長

0.16：ピーク日のピーク時の集中度

連絡部 係留部の連絡に必要な最小限度のもので、原則として B. S. L. ± 0 メートルにおける水深が、次に示す算定式により求められた値の位置までの延長を限度とする。ただし、その水深が B. S. L. - 4. 0 メートルの水深の位置までの延長を限度とする。（別紙（1）図- 1 4）

$$D = 2. 0 + d + 0. 5 \quad (\text{m})$$

D：連絡部先端水深 (m)

d：係留船舶最大喫水深 (m)

なお、港湾、漁港およびその他の港の区域内に設置する場合において、その泊地敷高が、別紙（1）に規定する値を使用している場合は、原則として、その値の位置までの延長を限度とする。ただし、いずれの場合も、1 基当たりの延長が 20 メートルを越える場合は、20 メートルまでとする。

(c) 栈橋の基数は、必要最小限度とする。

C. 構造

- (a) 固定栈橋の天端高は、B. S. L. + 0. 3 メートルから B. S. L. + 1. 5 メートルの範囲内であること。
- (b) 形態は、シンプルなものであること。
- (c) 沖出し方向は、原則として汀線に対し直角であること。
- (d) 沖出しの長さは、B. S. L. ± 0 メートルでの汀線から 50 メートル以内であること。
- (e) 横出しの長さは、片側につき沖出しの長さの 4 分の 1 以下であること。
- (f) 水位上昇時 (B. S. L. + 1. 4m) および夜間において当該施設が存在が確認できる標識灯、標識柱等を設置すること。
- (g) 複数の栈橋を並行して設置する場合は、栈橋と栈橋の間に船舶係留部分を除いて、航路幅員を確保するものとする。航路幅員とは、表- 3 の S (スリップ) の値とする。

ウ) 水面保管場

A. 施設位置

マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する背後地の地先内で、B. S. L. ± 0 メートルの汀線から 60 メートル以内の範囲の水域とする。

B. 規模

(a) 係留隻数は、次に示す算定式により求められた値を標準とする。

$$N = n \times 0. 3$$

N：水面保管隻数

n：保管船舶全隻数（ローボート、セリングボート等を除く）

(b) 水面保管する船舶の種類は、クルーザーヨット等の大型艇のみとする。

(c) 非常時の陸上保管場として、次に示す算定式により求められた値以上の場所を確保するものとする。但し、駐車場等を兼ねることができる。

$$A = N \times 25 \quad (\text{m}^2)$$

N：水面保管隻数

C. 構造

- (a) 栈橋（浮栈橋を含む）、係留杭および係留浮標によるものとする。
- (b) 構造はいずれも、波、風および船による外力に対して、十分な強度を有すること。
- (c) 水面保管場として使用する栈橋は15-3-3のイの栈橋の片側に限る。
- (d) 係留保管の方法および隻数は、表-3の値を参考に決定すること。
- (e) 係留杭のメイン栈橋との間の距離は、11.0メートル以内とする。
- (f) 係留杭の水面上の高さは、B.S.L. ± 0メートルより2.0メートル以下とする。
- (g) 係留浮標による場合は、係留杭による値を準用する。
- (h) 係留浮標による場合は、補助的、一時的なものとする。

15-3-4 揚陸施設

ア) 施設位置

- a 船舶を収納または保管する背後地の地先内とする。
- b 背後地の利用状況を考慮して施設規模が最小となる位置であること。
- c 垂直式揚陸施設の場合は、原則として、前浜のない場所であること。

イ) 規模

- a 斜路および垂直式揚陸施設の基数は、原則として1基とするが、相当数の船舶を保管し背後地へ揚陸する必要がある場合は、次に示す算定式により求めた値の範囲まで設置できるものとする。（少数点以下の端数は四捨五入）

$$N = n \times 0.16 \times 0.1 \text{ (基)}$$

N：斜路及び垂直式揚陸施設の基数

n：保管船舶全隻数（ローボート、セリングボート等は除く）

- b 前記の式により算定された斜路の基数を1基にまとめて設置する場合は、その幅を次の式により算定された値以下とする。

$$W = 3.5 \times N' \text{ (m)}$$

W：斜路の幅

N'：斜路の基数

ウ) 構造

A. 斜路

- (a) 波浪による浸食作用に対し安全な構造であること。
 - (b) 原則として現況地盤に馴染ませたものであること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、次によるものとする。
- (1) 背後地の民地の地盤が、占用しようとする河川敷地の地盤より高く、かつ当該河川敷地を含む周辺の河川敷地が、原則としてB.S.L. + 0.3メートル以上の高さで前浜の形状をなしている場合（別紙（1）図-15参照）
- ① 地盤を切り込む事により当該河川敷地と一体となるように滑らかにすり付けること。
 - ② ①の場合において、当該河川敷地を盛ることもできるが、その盛土高は、最大0.5メートル以下とすること。

- ③ 盛土の範囲は、B.S.L. + 0.3メートルの汀線より陸地側で、最小限度すりつけ範囲（斜路の勾配を1：6とした場合のすり付け延長までの範囲）とすること。
 - ④ 工作物の先端部の設置深さは、現況地盤や船舶の形状等を考慮し、原則として、B.S.L. - 1.0m以内とする。
- (2) 背後地の民地の地盤が、占用しようとする河川敷地の地盤より高く、かつ当該河川敷地を含む周辺の河川敷地が、原則としてB.S.L. + 0.3メートル以下の高さの場合（別紙（1）図-16参照）
- ① 地盤を切り込む事により当該河川敷地と一体となるように滑らかにすり付けること
 - ② 湖底地盤とのすり付けは、勾配を1：6を原則とし、盛土及び工作物の設置高さは、B.S.L. + 0.3メートル以下となるようにすること。
 - ③ 工作物の先端部の設置深さは、現況地盤や船舶の形状等を考慮し、原則として、B.S.L. - 1.0m以内とする。
- (c) 斜路幅は、1基当たり3.5メートル以下のものであること。また、必要最小限度とすること。

B. 垂直式揚陸施設

- (a) 水面上に出る部分は、最大長さ12.0メートル以下、最大幅9.0メートル以下で、地上高3.0メートル以下程度とする。（別紙（1）図-17参照）
- (b) 旋回、移動機能を有しないこと。
- (c) 一般公衆のための通路を確保するなど、湖岸の自由使用に配慮すること。
- (d) 垂直式揚陸施設のための直立護岸の延長は必要最少限度とする。（15m程度）

15-3-5 管理施設

管理施設とは、人命およびプレジャーボートの安全を確保するための安全管理施設（監視塔および標識ブイ等）をいう。

ア) 適用区分

監視塔については、公共および公共に類する者が施工する場合にのみ認めるものとする。

イ) 監視塔

a 設置位置

汀線（B.S.L. ± 0m）の位置から原則として10.0メートル以上の間隔を保つこと。

b 規模

規模は、必要最小限とすること。

c 構造

(a) 原則として、地上高3.0メートル以下とすること。

(b) 計画高水位（B.S.L. +1.4m）に対し流失しない構造とすること。

ウ) その他の安全管理施設

- a 設置位置
プレジャーボートの航行および維持管理上支障とならない位置とすること。
- b 規模
規模は、必要最小限とすること。
- c 構造
(a) 施設は、仮設的な構造とすること。
(b) 水位の上昇に対し流失しない構造とすること。

15-3-6 陸上保管施設

陸上保管施設とは、陸地での保管のために設置されるボートヤードおよび艇庫等をいう。

ア) 適用区分

陸上保管施設は、公共および公共に類する者が施工する場合で、かつ当該施工者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地において保管施設を確保することが困難と認められる場合にのみ認めるものとする。

イ) 設置位置

- a マリーナを設置する者が、所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内とする。
- b 艇庫については、汀線 (B. S. L. ±0m) の位置から原則として 10.0 メートル以上の間隔を保つこと。

ウ) 規模

- a 施設の規模は、必要最小限とすること。
- b ボートヤードの面積および配置については、表-4、表-5を参考とすること。

エ) 構造

- a 艇庫は、周囲の環境に配慮した構造とすること。
- b 艇庫およびラック形式の保管は、原則として3段までとすること。
- c 工作物は計画高水位 (B. S. L. +1.4m) に対し流失しない構造とすること。

15-3-7 照明および電気施設

照明施設とは、夜間の利用、保安に対してボートヤード、係留施設に設置する照明をいう。

電気施設とは、補修、照明用として係留施設、ボートヤードに設置する給電設備をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が、所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内とする。
- b 係留施設および保安上最低限必要と思われる位置とすること。

イ) 規模

施設の規模は、必要最小限とすること。

ウ) 構造

- a 係留施設の照明は 50 ルクス以上、それ以外の照明については 20 ルクス以上とすること。
- b 電気施設については、漏電、引火の危険性がない構造とすること。
- c 照明および電気施設は、防水および耐震構造とすること。
- d 計画高水位 (B. S. L. +1.4m) に対し流失しない構造とすること。

15-3-8 給油施設

給油（取扱所）施設とは、船舶の燃料タンクに直接給油するための施設であり、消防法第11条の規定に基づく許可が受けられるものでなければならない。また、給油タンク、給油計量機は、原則として河川管理上支障とならない民地に設置するものとする。

ア) 給油管

給油取扱所から沖出しして固定給油管を設置する場合、固定給油管はB.S.L. + 1.5 m以上に設置し、かつ油漏に対し安全であり防錆等を施したものとする。

イ) 踊場

給油のために設置する踊場は連絡栈橋に隣接固定して設けるものとし、幅1.0 m、長さ3.0 m以内とする。また、給油管を固定して設置する場合連絡橋との幅員はB = 2.3 mとすることができる。設置位置は栈橋の天端とし、給油管を保護するための必要な措置を講じなければならない。

15-4 掘込み方式のマリーナ施設

15-4-1 水域施設

水域施設とは、プレジャーボートが航行または一時的に停泊するための施設で、航路および泊地をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地内とすること。
- b 河川管理上支障のない位置とすること。
- c 周辺の環境および生態系に支障を与えない位置とすること。

イ) 規模

- a 河川管理上支障のない規模とし、施設の利用計画等を考慮し別途協議して決定する。
- b プレジャーボートが安全かつ円滑に利用ができる規模とすること。

ウ) 構造

- a 水深および航路幅員については、15-3-1 水域施設の規定を準用する。
- b 必要に応じ、泊地内に水質対策のための施設を設置すること。

15-4-2 外郭施設

外郭施設とは、泊地内の水深の維持および施設、背後地の防護のために建設する水門、堤防および護岸をいう。

ア) 設置位置

- a 原則として、マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地内とすること。
- b 河川管理上支障のない位置とすること。

イ) 規模

- a 河川管理上支障のない規模とすること。
- b 施設の規模は、必要最小限とすること。

ウ) 構造

- a 施設の構造は、周囲の状況に応じ、河川管理上支障のないものとする。
- b 河川管理者と協議の上、必要に応じて周囲に堤防を築造すること。

15-4-3 係留施設

係留施設とは、プレジャーボート等が離着岸し、乗降、荷降ろしを行うための施設および水域においてプレジャーボート等を保管する施設で、棧橋、係留杭、係留浮標（ブイ）等および水面保管場をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地内とすること。
- b 河川管理上支障のない位置とすること。

イ) 規模

- a 河川管理上支障のない規模とすること。
- b プレジャーボートが安全かつ円滑に利用できる規模とすること。

ウ) 構造

- 15-3-3の係留施設の規定を参考に、河川管理上支障のない構造とすること。

15-4-4 揚陸施設

ア) 施設位置

マリーナを設置する者が所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地内とすること。

イ) 規模

- a 河川管理上支障のない規模とすること。
- b プレジャーボートが安全かつ円滑に利用できる規模とすること。

ウ) 構造

- 15-3-4の揚陸施設の規定を参考に、河川管理上支障のない構造とすること。

15-4-5 管理施設

管理施設とは、人命およびプレジャーボートの安全を確保するための安全管理施設（標識ブイ等）をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が、所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地の地先内とする。
- b 河川管理上支障のない位置とすること。

イ) 規模

河川管理上支障のない規模とすること。

ウ) 構造

河川管理上支障のない構造とすること。

15-4-6 陸上保管施設

陸上保管施設とは、陸地での保管のために設置されるボートヤードおよび艇庫等をいう。

ア) 適用区分

- a 掘込部における陸上保管施設は認めないものとする。
- b 掘込部以外について、沖出し方式の規定を準用する。

15-4-7 照明および電気施設

照明施設とは、夜間の利用、保安に対して係留施設およびボートヤード等に設置する照明をいう。
電気施設とは、補修、照明用として係留施設およびボートヤード等に設置する給電設備をいう。

ア) 設置位置

- a マリーナを設置する者が、所有権、借地権等の権原を有する琵琶湖の背後地内とする。
- b 河川管理上支障のない位置とすること。
- c 係留施設および保安上最低限必要と思われる位置とすること。

イ) 規模

施設は、河川管理上支障のない規模とすること。

ウ) 構造

- a 河川管理上支障のない構造とすること。
- b 係留施設の照明は 50 ルクス以上、それ以外の照明については 20 ルクス以上とすること。
- c 電気施設については、漏電、引火の危険性がない構造とすること。
- d 照明および電気施設は、防水および耐震構造とすること。

15-4-8 給油施設

給油（取扱所）施設とは、船舶の燃料タンクに直接給油するための施設であり、消防法第 11 条の規定に基づく許可が受けられるものでなければならない。また、給油タンク、給油計量機は、原則として河川管理上支障とならない民地に設置するものとする。

ア) 給油管

給油取扱所から沖出しして固定給油管を設置する場合、固定給油管は B. S. L. + 1. 5 m 以上に設置し、かつ油漏れに対し安全であり防錆等を施したものとすること。

イ) 踊場

給油のために設置する踊場は連絡栈橋に隣接固定して設けるものとし、幅 1. 0 m、長さ 3. 0 m 以内とする。また、給油管を固定して設置する場合連絡橋との幅員は B = 2. 3 m とすることができる。設置位置は栈橋の天端とし、給油管を保護するための必要な措置を講じなければならない。

16 通路

車両で公道に出られない場合であって、他者所有地を通過することの同意が得られない等、他に方法がないと判断される場合にのみ認めるものとする。ただし、湖岸堤建設にあたり機能補償的に設置されたものはこの限りでない。

宅地開発等においては、開発区域内に道路・通路を適当に配置し、必要最小限の取付とすること。

16-1 設置位置

道路管理者や公安委員会の指導があった場合には、指導にしたがうこと。既に設置されている通路について改善指導を受けた場合も同様とする。

16-2 構造

「道路法第 2 4 条工事承認要領（滋賀県道路課作成）」の規定に準ずること。

16-3 その他

- ア 開発区域から既に複数の通路が設置されている場合には統合すること、または除去されることに同意すること。
- イ 設置箇所に水路がある場合には、その機能維持のための管理に努めること。

17 漁業施設

17-1 構造

水域に設置する工作物は、標識灯、標識柱、ブイ、旗等で明示すること。

18 排水施設

18-1 構造

- ア 施設は、堤内地に統合し、極力少なくすること。
- イ 家庭用その他の雑排水管からの汚物、汚水等が流出しないようスクリーン、溜め柵等を設置すること。
- ウ 流末は、前浜において排水管を埋設するか、浸透式溜め柵またはふとん籠の設置等、前浜の環境を損なわないようその措置が講じられているものであること。ただし、雨水排水管でその直径が100ミリメートル以下の場合、この限りでない。
- エ 排水口が排水先の前浜の地盤高より高く、排水が前浜に飛散するため環境悪化、自由使用の支障となる場合は、排水管を護岸にすり付けること。ただし、前浜の地盤高がB.S.L. + 0.3メートル以下でその恐れがない場合は、護岸部で排水管を切断できるが、この場合においても、洗堀等により当該護岸に支障をきたさないように配慮すること。（別紙（1）図－13参照）
- オ 開水路は、現状地盤に馴染ませたものであること。
- カ 排水量に見合う断面が確保されているものであること。
- キ 琵琶湖の計画高水位以下の水位に対し堤内地に支障を及ぼさないもの、またはその措置が講じられているものであること。
- ク 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）および河川管理施設等構造令施行規則（昭和51年建設省令第13号）に整合するものであること。

19 船舶建造施設

19-1 設置位置

設置者が権原を有する背後地の地先内とすること。

19-2 構造等

周囲はできる限り緑化措置が講じられているものであること。

20 斜路

20-1 設置位置

- ア 船舶を収納または保管する背後地の地先内とすること。
- イ 背後地の利用状況を考慮して施設延長が最短となる位置であること。
- ウ 水泳場の区域外であること。

20-2 規模

斜路の基数は、原則として1基とするが相当数の船舶を所有し背後地へ揚陸する必要がある場合は、次に示す算定式により求めた値の範囲まで設置できるものとする。(小数点以下の端数は四捨五入)

$$N = n \times 0.16 \times 0.1 \text{ (基)}$$

N：斜路の基数

n：所有船舶全隻数（ローボート、ウィンドサーフィン用ボード等は除く）

20-3 構造

- ア) 波浪による浸食作用に対し安全な構造であること。
- イ) 原則として現況地盤に馴染ませたものであること。ただし、地形の状況によりやむを得ない場合は、次によるものとする。
- A. 背後地の民地の地盤が、占用しようとする河川敷地の地盤より高く、かつ当該河川敷地を含む周辺の河川敷地が、原則としてB.S.L. + 0.3メートル以上の高さで前浜の形状をなしている場合（別紙（1）図-15参照）
- (a) 民地の地盤を切り込む事により当該河川敷地と一体となるように滑らかにすり付けること。
- (b) (a) の場合において、当該河川敷地を盛ることもできるが、その盛土高は、最大0.5メートル以下で、かつB.S.L. + 1.4メートル以下とすること。
- (c) 盛土の範囲は、B.S.L. + 0.3メートルの汀線より陸地側で、最小限度すりつけ範囲（斜路の勾配を1：6とした場合のすり付け延長までの範囲）とすること。
- (d) 工作物の先端部の設置深さは、現況地盤や船舶の形状等を考慮し、原則として、BSL - 1.0m以内とする。
- B. 背後地の民地の地盤が、占用しようとする河川敷地の地盤より高く、かつ当該河川敷地を含む周辺の河川敷地が、原則としてB.S.L. + 0.3メートル以下の高さの場合（別紙（1）図-16参照）
- (a) 民地の地盤を切り込む事により当該河川敷地と一体となるように滑らかにすり付けること
- (b) 湖底地盤とのすり付けは、勾配を1：6を原則とし、盛土及び工作物の設置高さは、BSL + 0.3メートル以下となるようにすること。
- (c) 工作物の先端部の設置深さは、現況地盤や船舶の形状等を考慮し、原則として、BSL - 1.0m以内とする。
- ウ) 斜路幅は、1基当たり3.5メートル以下のものであること。また、必要最小限度とすること。
- エ) レールは、原則用いないこと。

2 1 工専用台船係留場

2 1-1 設置位置

占用場所は、草津市新浜町地先および近江八幡市沖島町地先の指定された琵琶湖水面に限定されるものであること。

2 1-2 構造

- ア 占用区域は、必要最小限度のものであること。
- イ 波、風等の外力により、流失しないものであること。
- ウ 油等汚物が流出しないものであること。
- エ 水域に設置する施設は、標識灯、標識柱、ブイ、旗等で明示すること。

Ⅲ 取水施設

1 取水施設

1-1 構造

- ア 原則として B.S.L. - 2. 0メートルの水位においても機能を有するものであること。
- イ 別紙（1）によるものを標準とする。
- ウ 取水管の直径が 100 ミリメートル以下の小規模なもので、やむを得ない場合は、上記アおよびイによらないことができる。ただし、この場合でも B.S.L. - 0. 5メートル以上の地盤高の前浜に敷設する取水管は、0. 5メートル以上の深さに埋設すること。
- エ 河川管理施設等構造令（昭和 51 年政令第 199 号）および河川管理施設等構造令施行規則（昭和 51 年建設省令第 13 号）に整合するものであること。